

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 26 年 10 月 9 日（木）13 時 30 分～14 時 40 分
2. 場 所：石川県庁議会庁舎 1 階 大会議室
3. 出席者：委員 20 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：
 - (1) 「志賀原子力発電所 2 号機における新規規制基準への適合性確認に係る申請」について、北陸電力から説明があり、その後、志賀原子力規制事務所から審査方針について説明があった。

(委員) 沸騰型原子炉（BWR）を持っている電力会社各社の申請の進捗状況はどうか。特に重要となる格納容器の圧力を下げること、放出される放射性物質を低減することについて、各電力会社で意見交換を行っているのか。

(電力) BWR 電力各社では、当社も含め全電力が申請している。審査状況について、PWR の九州電力（川内）の審査を優先させていたが、最近、BWR の審査も本格化したところである。BWR 各社とは、設備や評価内容について情報交換している。その中で、格納容器の圧力逃がし装置について、当社はフィルターベントを申請書には含めなかったが、各社はフィルターベントを申請書に含めている。この違いは、志賀 2 号機は BWR の中でも最新型 ABWR であることから、フィルターベントがなくても他 BWR と同様の放射性物質低減が可能であると評価していることによる。

(委員) 発電所外への放射性物質の拡散抑制の中で、原子炉建屋放水設備で放水とあるが、これはどのようなものか。

(電力) 放射性物質には、希ガス、ヨウ素、粒子状（セシウム）の 3 種類がある。希ガスは、水による除去は難しいが、ヨウ素やセシウムについては、放水装置を複数台用意して、風上から原子炉建屋に向かって散水することにより、ヨウ素とセシウムはある程度、落とすことができると考えている。

(委員) 放水装置にて水を大量に放水すると、冷却に使う水の補給体制はどうなるのか。

(電力) 取水ピット、放水ピットから海水をとり、放水する。この抑制対策は、炉心が損傷し、格納容器も損傷、そして ECCS と呼ばれる非常用炉心冷却系も全て使えない、更に新たに追加した設備も使えない場合においても、放射性物質を少しでも抑制するために用意している。
 - (2) 「志賀原子力発電所敷地内破砕帯に関する審査状況」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。
 - (3) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。
 - (4) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書（案）平成 25 年度年報」、「同報告書（案）平成 26 年度第 1 報」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）平成 25 年度第 4 報」「同報告書（案）平成 25 年度年報」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。
 - (5) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。
 - (6) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。